

裁 決 書

第201000076107号

審査請求人

処 分 庁 米子市福祉事務所長
安田 明文

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成22年5月6日付けで提起された上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による生活保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対し、平成22年4月12日付けで行った生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

請求人が、審査請求書及び反論書で主張するところは、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

平成22年4月12日付けで処分庁が行った法による生活保護申請に対する却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件処分は、請求人の妻が契約している生命保険（以下「本件生命保険」という。）の解約返戻金を生活費にあてることを前提としてなされているが、以下の理由により、生活保護の運用上納得できない。

- (1) 処分庁が、本件生命保険は危険対策を目的としていないと判断したことについて、処分庁が生命保険会社に求めた調査内容が不十分であり、正確な判断を下すための調査にはなっていない。
- (2) そのような調査の結果、処分庁は、本件生命保険は貯蓄的生活が強いものと判断しているが、当該保険は、最終の契約日である平成21年8月1日より以前の平成12年2月1日から加入し、数度の変更を経た履歴のあるものであり、その全過程の振込み保険料（1,918,036円）があってはじめて第2の(1)オの解約返戻金（141,923円）となるのであって、処分庁の判断は正当とは言えない。

第2 処分庁の主張

処分庁が本件処分について、何らの違法又は不当はないと弁明書で主張する理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 保護を行う要件として、法第4条第1項は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を規定している。

本件処分を行うに当たって、法第28条第1項の規定により請求人並びに請求人と同一の世帯に属する請求人の妻、長女及び二男に係る生命保険の契約の有無及び内容を調査した結果、平成22年3月26日現在、請求人の妻について、次に掲げる生命保険の契約がなされていることが判明した。

ア 保険の種類	定期保険特約付き終身保険
イ 契約者	
ウ 契約日	平成21年8月1日
エ 保険料	16,365円(月払)
オ 解約返戻金	141,923円
カ 配当金	1,715円
キ 未経過保険料	65,460円

- (2) 生活保護実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「取扱通知」という。)は、「保険の解約返戻金は、資産として活用させる」ことを原則としており、さらに、生活保護問答集について(平成22年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)においては、「解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするものに限り認められるものであり、貯蓄的性格が強いと思われる養老保険等の保有は認められない」旨が示されている。

そこで、取扱通知及び問答集に示されている事項並びに請求人の妻に係る生命保険に関する調査の結果を勘案したところ、請求人の妻が契約している生命保険の契約内容は貯蓄的性格が強く、解約を要しない保険として認められないものであった。

- (3) また、請求人世帯の1か月当たりの収入の額は150,882円であり、当該収入の額と生命保険の解約返戻金、配当金及び未経過保険料(以下「解約返戻金等」という。)を合計した額は、医療費扶助を除いた請求人世帯の最低生活費(211,820円)を満たして、なお余りが出るものである。

これらの事情からすると、請求人の妻が契約している生命保険は解約すべきものであり、当該解約により支払われる解約返戻金等の額を生活費に充当したならば最低限度の生活を維持することが可能であることから、本件処分に係る保護については、法第4条第1項に規定する要件を満たしていないと判断した。

第3 当審査庁が認定した事実

当審査庁が、処分庁から提出された弁明書及び関係書類、請求人から提出された反論書を審査した結果、認定した事実は次のとおりである。

- (1) 請求人は、平成22年3月18日に処分庁に生活保護申請書を提出し、処分庁は

同日付けで受理した。

- (2) 処分庁は、平成22年3月18日から同年4月12日までの間、訪問調査、関係機関調査、課税調査、稼動・資産能力調査、扶養義務者に対する扶養能力調査、預貯金・生命保険等加入状況調査及び他法他施策等利用し得る資源の活用がなされているかの調査を行い、保護の受給要件について確認した。その結果、生命保険の加入状況については、第2の(1)のとおりであった。
- (3) 処分庁は、平成22年3月18日付けの請求人からの生活保護申請に対し、同年4月12日付けで「解約返戻金及び年金収入で最低生活維持可能と認められたため」との理由で、本件処分を行った。
- (4) 審査請求人は、反論書の作成にあたり、本件生命保険の契約先である日本生命保険相互会社鳥取支社境港営業所を訪問し、営業所長と面談の上、本件生命保険の契約内容及び契約履歴について調査を行い、当該保険について、平成12年2月1日から平成22年3月までに総額1,918,036円の保険料が支払われていることを確認した。

なお、この事実については、処分庁が把握をしていないと考えられる内容であったため、審査庁は、平成22年6月28日付けで処分庁に反論書の写しを送付し、再弁明書の提出について通知を行ったが、処分庁からは、再弁明書の提出は行われていない。

第4 当審査庁の判断

- (1) 本件処分は、請求人が法による保護申請を行ったことに対し、処分庁は、本件生命保険は保有を容認できないものと判断し、「解約返戻金及び年金収入で最低生活維持可能と認められたため」との理由で当該申請を却下したものである。
- (2) 法による保護については、法第4条により「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」こととされており、生命保険等の資産の活用については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）において、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、(略)原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること」とされ、さらに、取扱通知において、「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則」とされている。

ただし、取扱通知において、「返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差し支えない」とされている。

そして、国が法による保護について考え方を示した問答集によれば、「保護開始の際に解約を要しない保険の種類は危険対策を目的とするものに限り認められる」とされ、「解約返戻金が少額」であるか否かについては解約返戻金が医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とし、「保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合」か否かについては保険料額が医療扶助を除く最低生

活費の1割程度以下を目安とするものとされている。

- (3) そこで、本件生命保険の性格について、これが危険対策を目的とするものかどうか検討すると、契約者である請求人の妻が死亡した場合には、1千万円の保険金が支払われる（平成36年7月31日まで）契約になっている他、3大疾病保障定期保険特約、疾病障害保障定期保険特約、介護保障定期保険特約、特定損傷特約、総合医療特約、新がん入院特約といった万一の場合に備える契約内容となっている。これらを勘案すると、保険の種類が死亡や傷病等万一の事態に備え、危険対策を目的としたものであると認められる。

加えて、請求人が調査した当該保険の実質の契約期間から判断すれば、返戻金が高額で貯蓄的性格が強い保険であるとも認められない。

この点について、処分庁は、弁明書において「問答集によれば、「危険対策を目的とするものに限り」解約を要しないとされているところ、請求人の妻が契約している保険の種類は、同問答集が定める解約を要しないとすることに該当しない」と主張し、保有を容認できない保険として認定しているが、これは、当該保険の種類が危険対策を目的としたものではないと判断した根拠を欠いている。

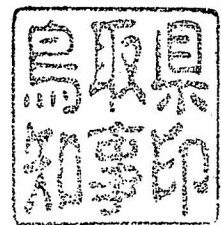
次に、保険の返戻金が少ない、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しないものかどうかを検討すると、請求人世帯の医療扶助を除く最低生活費211,820円に対し、返戻金額は、第2の(1)オ、カ及びキを合算した209,098円であり、医療扶助を除く最低生活費の3か月程度以下である。また、保険料は、第2の(1)エのとおり16,365円であり、医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下となっている。

- (3) 従って、本件生命保険は、危険対策を目的としたものであり、解約返戻金が少ない、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に該当し、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用すべきものである。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成22年8月4日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治



この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

また、処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しに係るものにおいては米子市、裁決の取消しに係るものにおいては鳥取県を被告として（訴訟において、米子市を代表する者は米子市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となる。）、提起することができる。なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求をした場合には、処分又は裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。